

産学人材育成パートナーシップ情報処理分科会運営規程

制定 平成19年11月5日 2007情総第126号

(目的)

第1条 この規程は、産学人材育成パートナーシップ情報処理分科会（以下「分科会」という。）の運営について定めることにより、IT人材育成に係る産学官の連携に寄与することを目的とする。

(分科会の役割)

第2条 分科会は、IT人材育成に関する個別議題の抽出、対処方針の検討及び関連情報の周知等を行う。ただし、予算及び人事に関する事項を除く。

(業務の内容)

第3条 分科会は、次の業務を行う。

- 一 IT人材育成に関し、国内の学識経験者及び利害関係者の意見の取りまとめ、課題の抽出、整理を行うこと。
- 二 その他、分科会の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(組織)

第4条 分科会は、委員20名以内をもって組織する。

- 2 委員は、IT人材育成について学識経験のある者又は高度の専門的知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員に対し、謝金及び旅費を支給する。
- 4 謝金及び旅費の支給に関しては、独立行政法人情報処理推進機構謝金等規程（平成16年1月5日2003情総第88号）の規定を準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(分科会座長)

第6条 分科会に座長を置く。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長の任期は、1年以内とする。ただし、任期経過後であっても直近の分科会において後任の座長が選任されるまで引き続き座長の職務を行うものとする。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会の招集)

第7条 分科会は、座長が招集する。

- 2 前項の招集に当たっては、会議の日時、場所、検討事項等を記載した書面をもって通知するものとする。

(分科会の権限)

第8条 分科会は、当該業務の執行に係る重要事項を検討する。

(ワーキンググループ等の設置)

第9条 分科会は、当該業務に係る専門的事項の適性かつ円滑な実施を図るため、分科会が必要と認める事項を調査するワーキンググループ等を置くことができる。

(議事録)

第10条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

(作業依頼)

第11条 当該業務に係る専門的事項を検討するに当たり、理事長が必要と認める場合には、別途作業を委員に行わせることができる。

2 前項に規定する作業の成果物として文書等により提出させた場合は、その対価として、1件当たり15,000円を支払うものとする。ただし、独立行政法人情報処理推進機構の常勤の職員には支払わない。

(庶務)

第12条 分科会の庶務は、IT人材育成企画部において処理するものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この規程は、平成19年11月5日から施行し、平成19年11月2日から適用する。